

## 国民運動の実践促進（案）

国民一人一人による健やかな生活習慣の実践を浸透・定着させていくためには、地域や職域において、繰り返し様々な機会を捉えて動機付けをし、さらに行動変容につなげていく支援体制の整備が必要である。

そこで、先ず、生活習慣病予防に資する健全な食生活の習慣化に焦点をあて、地域や職域の身近な場所で具体的な実践方法を学ぶことのできる場や機会を設けるとともに、国民運動の理念と論理を体得し、地域や団体の資源を活用しながら効果的な取組を実施することのできる食生活の支援者の養成とその活用を図る。

### 1 保健医療・教育関係者等食育講習事業

保健医療・教育関係者が、生活習慣病と子供の食育に関する基礎的知識を学ぶ機会を設けるとともに、地域・職域における健全な食生活の実践支援者を養成する。

- ◇ 一般講習
  - ・対象 小児科医、管理栄養士、幼稚園・小学校教諭、保育士 等
  - ・内容 子供の栄養・食生活に関する基礎的知識
- ◇ 特別講習（支援者講習）
  - ・対象 一般講習受講者等
  - ・内容 食育の具体的な指導方法、行動変容技法等（講義、演習）
- ◇ 指導マニュアルの作成  
地域社会、小学校、会社等における効果的な実践指導の方法、留意点等、具体的な指導の参考となるマニュアルを作成

### 2 食育支援者派遣事業

小学校、幼稚園、保育所等に食育支援者を派遣し、子供や親を対象として健全な食生活の重要性、家庭における実践方法、習慣化のポイント等を指導する。

- ◇ 内容 食育支援者の登録バンクを設け、保育所等の求めに応じて各所に派遣し、生活習慣病予防のための食育学習のきめ細かな展開を図る。
- ◇ 派遣先 保育所、小学校、PTA、企業、医療保険者、医療機関等
- ◇ 実施主体 都道府県、市区町村、関係団体

〈平成19年度〉

◎ 「メタボリックシンドローム予防戦略事業」を活用し試行的取組促進

【補助対象】 都道府県（20ヶ所程度）

【事業規模】 18,000千円程度（補助率2分の1）

【事業例】

- ・小児科医、管理栄養士、保健師、教職員等を対象とした食育講習会の開催
- ・食生活、運動の実践支援団体・支援者の登録と保育所、学校等への派遣
- ・保育所、企業、各種団体等による実践事例の収集と評価、発表会